

## [検討事項] ■議会活動の原則

### □討議の場としての活動

#### 1. 考え方について

議会は、二元代表制のもと、合議制の機関としての特性をいかし、議員間の自由闊達な議論や討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する争点や論点を明確にし、合意形成に努めるものとする。

#### 2. これまで検討を行った関連する検討項目

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 議員相互間の自由討議を重視した運営 | <input type="checkbox"/> 議員間の討議による合意形成  |
| <input type="checkbox"/> 政策立案及び政策提言の推進     | <input type="checkbox"/> 政策討論会の実施（※協議中） |
| <input type="checkbox"/> 委員間の自由討議の保障       |   |

#### 3. 参考条文、参考事例等

##### ○所沢市 第 3 条（議会の活動原則）

議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。

##### ○流山市 第 3 条（議会の運営原則）

議会は、合議制の機関として、常に公平性、公正性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

- (3) 意思決定に当たって、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。

##### ○大東市 第 2 条（議会の活動原則）

議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (3) 議会を討論の場として、議員相互間の討議を十分に保証すること。